

法務局職員の増員に関する意見書

法務局（登記所）の所掌事務は、社会経済情勢の発展に伴い増大の一途をたどり、近年、政府方針による地図整備事業の推進のほか、金融破綻、金融再編、不良債権処理のための登記申請と、土地や建物についてのトラブルや登記に関する窓口での相談業務が増加する傾向にある。また、会社分割制度の導入など、その業務内容も複雑化、高度化し、登記以外の職場においても、2000年4月から成年後見制度が施行されるなど新たな行政需要が増加している。

このような状況にありながら、職員の絶対数が不足しているため業務の遅滞に抜本的対策がとれず、業務の下請けや恒常的臨時職員の採用などによって業務を処理しているという変則的な状態に陥っており、多くの職場で国民の期待する法務行政サービスの維持すら困難となっている。

これに対し、国会では「法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願」が昭和55年から26年間にわたり連続して全会派一致で採択されているが、いまだ依然として見るべき改善が図られていない状況にある。

よって、国においては、法務局の所掌に係る行政事務の適正、迅速な処理及び国民の期待する行政サービスの充実強化、並びに職員の労働条件の改善を図るため、法務局職員の増員を実現するよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月22日

秋田市議会

内閣総理大臣	小	泉	純一郎	様
総務大臣	竹	中	平蔵	様
法務大臣	杉	浦	正健	様
衆議院議長	河	野	洋平	様
参議院議長	扇		千景	様